

様式1 (視察用)

会派行政視察報告書

平成27年度会派名取グローバルネットの行政視察研修を、平成27年7月28日(火)から7月30日(木)までの2泊3日にて執り行いましたので、その概要を下記のとおり報告いたします。

平成27年8月17日

名取市議会議長 山口 實様

会派名 名取グローバルネット

代表 及川秀一



記

1 期 日 平成27年7月28日(火)～7月30日(木)

2 参加人員 4名

及川秀一 山田龍太郎 郷内良治 小野泰弘

3 視察先 (1) 佐賀県 佐賀市 7月28日(火)
(2) 熊本県 八代市 7月29日(水)
(3) 福岡県 大牟田市 7月30日(木)

4 行程表 別紙のとおり

5 調査事項 別紙のとおり

6 所感 別紙のとおり



平成 27 年度 名取グローバルネットト視察研修行程表

日程	行程	視察先及び視察項目	宿泊
7/28 (火)	仙台空港(7:35 発)⇒(9:40 着)福岡空港====博多駅====(11:16 着)佐賀駅・... 佐賀市議会視察 ...・・・佐賀市内宿泊 13:30～15:00	佐賀県佐賀市議会 所在地 佐賀市栄町 1-1 連絡先 0952-40-7310 (事務局) 調査項目 1 大規模自然災害対策 - 佐賀市排水対策基本計 画について - TEL 0952-25-1111	佐賀ワシントンホテルプラザ 所在地 佐賀市駅前中央 1 丁目 6 TEL 0952-25-1111
7/29 (水)	佐賀駅(9:45 発)====(9:58 着)新鳥栖駅(10:12 発)====(10:48 着)新八代駅(11:02 発) ====(11:05 着)八代駅... 八代市議会視察 ...・・・八代駅(15:49 発)====熊本駅 13:30～15:00 ...・・・熊本市内宿泊	熊本県八代市 所在地 八代市松江城町 1-25 連絡先 0965-32-5984 (事務局) 調査項目 1 協働によるまちづくり - 住民自治について - TEL 096-351-1045	東横イン熊本駅前 所在地 熊本市西区春日 2-8-10 TEL 096-351-1045
7/30 (木)	熊本駅(8:34 発)====(9:21 着)大牟田駅... 大牟田市議会視察 ... 9:30～11:00 大牟田駅(11:20 発)====(12:08 着)熊本駅(14:53 発)====(15:31 着)博多駅 *大牟田→博多 直行にて 福岡空港(17:00 発)⇒(18:45 着)仙台空港	福岡県大牟田市 所在地 大牟田市有明町 2 丁目 3 連絡先 0944-41-2800 (事務局) 調査項目 1 電子自治体の推進 - 証明書等コンビニ交付サービスについて -	

大規模自然災害対策（佐賀県）

佐賀市排水対策基本計画について

名取グローバルネット

山田龍太郎 及川秀一 郷内良治 小野泰弘

1 佐賀市の概要

佐賀市は、平成 17 年 10 月 1 日に佐賀市、諸富町、大和町、富士町および三瀬村が合併して誕生した。

さらに、平成 19 年 10 月 1 日には、川副町、東与賀町および久保田町と合併し、人口 237,506 人（平成 22 年国勢調査）、面積 431.42 平方キロメートルの市となっている。

新しい佐賀市は、脊振山系の山麓部の山林や清流、古代肥前の国の行政府跡「肥前国庁」、中心部の長崎街道に代表される歴史遺産や佐賀城公園、日本の近代化を先導した「幕末維新期の佐賀」の魅力を紹介している佐賀城本丸歴史館、筑後川にかかる昇開橋や佐賀平野に広がるクリークや田園風景、豊饒の海といわれる「有明海」など素晴らしい環境に恵まれている。特に観光面においては、山間部また沿岸部それぞれ個性的で多様な魅力を備えるまちとなっている。

（1）計画策定までの経緯

佐賀市の平野部では、近年頻発する集中豪雨により、平成 20 年 6 月、平成 21 年 7 月、平成 24 年 7 月と市街地を中心に大規模な浸水被害が発生、床上、床下浸水被害は 500 戸を上回る。

特に平成 24 年 7 月 13 日の 15 時頃、観測史上 2 番目になる 1 時間の降水量 91.0 ミリを記録した。

当初平成 20 年 6 月の浸水被害を受けて、国、県、市からなる「佐賀市内浸水軽減対策勉強会」を設置し浸水被害の軽減を目指した。

平成 21 年 7 月また浸水被害が発生したのを受け、平成 22 年 7 月国、県、市からなる「佐賀市内浸水軽減対策協議会」を設置することとなった。

平成 24 年 11 月「佐賀市排水対策基本計画検討委員会」設置。
16 ヶ月をかけて、平成 26 年 3 月「佐賀市排水対策基本計画」を策定するに至ったのである。

平成 27 年 2 月 100 mm/h 安心プランに登録（国土交通省）
まず始めに現状の課題として
①水排水施設が体系的に整理されていない。
②浸水要因が定量評価されていない。

佐賀市排水対策基本計画

佐賀市
平成 26 年 3 月

【佐賀市排水対策基本計画】

③国、県、市が管理するそれぞれの排水施設の効果が不明確。 上記の課題によって、佐賀市の浸水軽減対策として、「だれが」、「何を」、「いつまでに」、「どのように」すればいいかが決まっていない。

上記の課題を「佐賀市排水対策基本計画」において、明確にすることとした。その内容は①②③とした。

①浸水要因の研究と整備効果分析
※氾濫解析モデルを用いた定量評価

②目標の設定
※全ての豪雨に対し浸水しない対策を立てることは不可能
※整備効果、費用対効果等を踏まえた目標の設定が重要
③関係機関の共通認識と役割分担の確立、市民との協働対応
※佐賀市のみで実施することは困難
※関係機関との連携が必須
※市民との協働による対応

（2）佐賀市平野部の現状と浸水要因

佐賀市の平野部は古くから稲作が盛んに行われており、水路やクリークが縦横に巡り、潤いのある水辺空間を形成している。

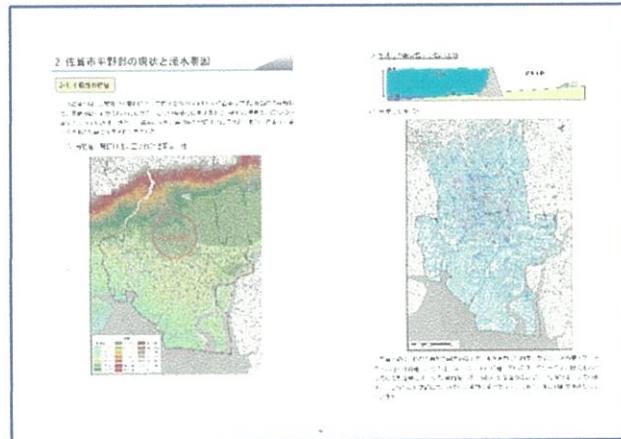
一方、地形が低平であるため、古来より水害に悩まされてきた。

市街地は洪水時の河川水位や有明海の高潮時の潮位よりも低い低平地であるため、河川への自然排水が困難である。

- ・また勾配が緩い地形のため、排水に時間がかかる。
 - ・潮位によって、河川の排水が進まない時間帯がある。
 - ・総延長約 1,600 km に及ぶ水路網に樋門や樋管が多数存在するため、洪水時など相互間での調整が必要。
 - ・豪雨時期は灌漑期と重なり、普段から用排水を兼用した水路の水位が高く保たれているため、排水に時間がかかる。
 - ・市街地の水路は、もともと農業用排水路であり、急激な都市化に整備が追いつかず、未整備の水路や極端に狭い箇所が残っている。更に、樋門や堰の数が多く、大雨時の管理操作が難しいこと等の問題がある。
 - ・主要水門・樋門の数は 15 箇所
 - ・主要排水機場の数は 26 箇所
- 前述のことを含め、佐賀市平野部の

【平部の現状浸水要因】

主な浸水要因は、「地形的な要因」、「水利慣行による要因」、「河川と水路の要因」に大別



される。その他、宅地開発などに伴う農地面積の減少により、農地が持つ保水能力が低下し雨水の流出が早まることも浸水要因のひとつに挙げられる。

（3）排水対策の内容

①目標として、浸水面積を 50%まで減少させる。

※基準値はモデル降雨による想定浸水面積 171ha（建物用地浸水深 10 cm以上）とする。

モデル降雨・モデル潮位

モデル降雨	モデル潮位
発生 頻度 10 年に一度の降雨	大潮 平成 21 年 7 月豪雨時の実績潮位
1 時間雨量 64 ミリ（69 ミリ）	満潮位 +2.86m
3 時間雨量 107 ミリ（134 ミリ）	干潮位 -1.30m
日雨量 237 ミリ（274 ミリ）	雨量と満潮位の発生・雨量の最大と
（ ）平成 24 年 7 月豪雨	満潮位が重なる状態とした。

②整備期間は効果的・効率的に対策を段階的に実施

・短期対策～5年

既存施設の有効利用・効果の早期発見が見込める対策

・中期対策（短期対策終了後）6年～15年

主に事前調査・調整に時間を要すると想定される対策

・長期対策（中期対策終了後）16年～30年

主に事業規模が大きく、長期化が予想される対策

③排水対策の体系

・ハード対策

流す 下水道（雨水幹線）の整備と河川改修

溜める お濠貯留、水路貯留と雨水調節池の整備

施設の新設・改良 雨水ポンプ（排水機場）の新設・増設施設の連携操作、操作規則等の管理強化

・ソフト対策

浸水に対する意識の向上 防災パンフレットの作成と広報

浸水標尺の設置

防火情報（知識）の提供 情報提供の多様化と出前講座の実施

地域コミュニティとの連携 自治会、自主防災組織との連携強化

災害の拡大防止 土のうや止水板による対策

ハード対策とソフト対策を組み合わせた排水対策を施し、浸水被害の軽減を図ること

とした。

（4）段階別対策と効果

段階別対策の考え方として、対策を効果的・効率的に進めるために、先のページに記載した、短期・中期・長期と段階的実施していくということである。

佐賀市の総合的な治水対策について、行政・流域の自治体からなる「佐賀市内浸水軽減対策協議会」で検討、事業進捗・効果の確認を実施するとした。

協議会の組織

国においては、筑後川河川事務所

県関係：河川砂防課、農地整備課、佐賀土木事務所、
佐賀中部農林事務所

市関係：総務部、農林水産部、建設部

取組の内容（国、県、市連携事業）

・計画期間 平成 26 年度～平成 31 年度

①河川事業（河川改修、放水路整備等）

②下水道事業（雨水幹線、ポンプの整備等）

③施設（既存施設水門、ポンプの操作連携）

④流域対策（お濠貯留、農業用排水路クリーク貯留）

⑤危険情報周知、水防活動等

（浸水標尺の設置・活用、防災情報（知識）の提供、
土のう提供）

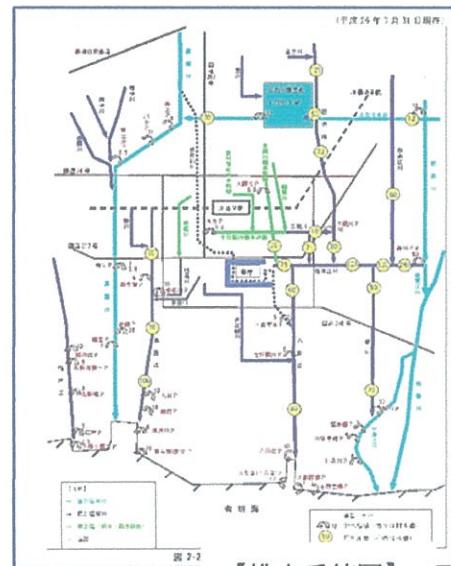
（市民が主体となった河川清掃活動等）



「佐賀市水対策市民会議」

取組の効果

行政と市民が一体となって浸水対策を実施することにより、対象とする降雨と同規模の降雨に対し、市街地の浸水時間の短縮を図ることで、市民生活への影響を最小限にするとしている。



【排水系統図】

考 察

近年、全国各地で頻繁に起きている集中豪雨、今回の視察先は佐賀市の佐賀平野である。

佐賀平野は、干満の差の大きい有明海と脊振山地に囲まれた低平な土地である。穀倉地帯で縦横に張り巡らされた水路網の中に市街地がある。市街地は排

水不良を起こしやすい土地にある。

佐賀市においては長年「水」との闘いと共生の歴史があり、人と水との関りは密接なものがある。

平成 20 年 6 月、平成 21 年 7 月の集中豪雨や平成 24 年 7 月九州北部豪雨では、中心市街地を中心に大規模な浸水被害が発生した。

佐賀市においては、国や県の治水事業をはじめ、様々な浸水被害軽減対策を実施してきたが未だ床上・床下浸水等の被害が発生しており、自然災害に対する更なる対応が求められている。そこで頻発する浸水被害の軽減を図るため「浸水に強いまちづくり・人づくり」を基本方針に掲げた「佐賀市排水対策基本計画」を策定した。

この排水対策基本計画策定に当たっては、平成 26 年 2 月これを市が策定し、国、県がバックアップし進めることとなった。



外水氾濫と内水氾濫、中心市街地及び新しく造成の場所は、元は水田でいわゆる底地である。街の中に堀、水路があっても容量が足りない流れないとすぐに内水氾濫を起こす。

外水氾濫は国、県が対策をとるが、内水氾濫は市で対策をとる。平成 24 年 7 月の水害を受けて勉強会を設け、協議会を立ち上げ、基本計画策定へつなげたのである。

自助・共助・公助の認識を市民がしっかりと把握すること、避難するための対策として「水防室」から 40 ミリ/毎時、浸水したとき避難の情報を流す。

また、街中のゴミステーションに「浸水標尺」の設置（平成 26 年度 53 基、平成 27 年度はさらに 40 基設置の予定である。）
防災ボランティアと企業の協力を得て、浸水の報告、情報の提供をお願いしていく、地域によって違いはあるけれども確実に正確なデータの収集がなされている。

「浸水部は減っていないけれど浸水深の軽減に取り組むこと」とした。溜っている水を出来るだけ早く流すことを選択したのである。

そのためには、既存のクリーク、貯水のためのお濠の整備、河川の浚渫をしっかりと行う。現存する排水施設をより効率的に早く動かし水が流れるようにする。

これら河川、水路の整備は「市民参加」によるもので、佐賀市の人囗 235,000 人の約半分強にも及ぶ 130,000 人参加して行う清掃活動である。（毎回、2 t トラックで 3,000 台分の土砂とゴミの量である。）現在ほぼ市内全域で行うまでになった。

限られた予算の中で現存する水路を少しでも幅を広げる、清掃をしっかりと行うということ基本的なことであるが河川・水路の改良・改修は下流部から行なっていくこととしている。

市民への防災意識を高めるため[文書の重要な部分を引用して読者の注意を引いたり、このスペースを使って注目ポイントを強調したりしましょう。このテキストボックスは、ドラッグしてページ上の好きな場所に配置できます。]

の出前講座や広報誌で行い、さらに有事の際は、すばやく「水防室」から災害情報を流す。

名取市でも都市化が進み雨水の自然浸水が減って水路に流れ込むことになるが、その水をのみ切れるだけの容量が年々少なくなっている。水路からあふれ、その水が滞留したり河川の氾濫、洪水となる事例が多く見られるようになっている。「雨水対策室」を設置し取り組みが始まっている。

市民・行政協働による河川・水路の清掃、維持管理していく「自分のまちは自分たちで守る」その意識を高める必要がある。国、県のバックアップをしっかりと確保し、情報を共有し、防災意識の高揚そのようなことを広げていく取り組みが必要であると考える。

1] 排水対策基本計画

<Https://www.city.saga.lg.jp/main/2313.html>

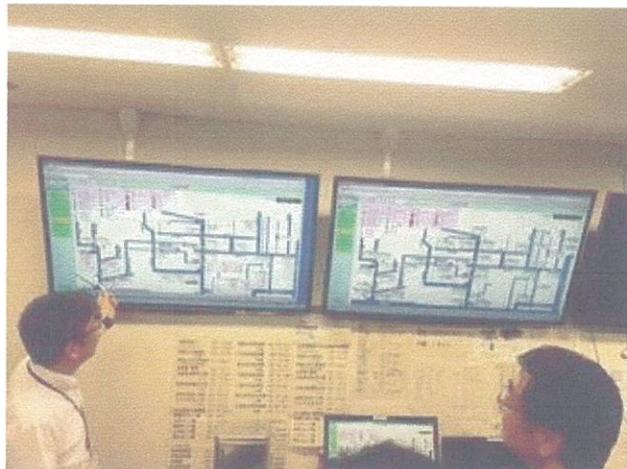
2] 平成 24 年度当初予算に伴う新規事業評価

2)排水対策基本計画策定事業(PDF:22.0KB)

<https://www.city.saga.lg.jp/main/5009.html>

3] 佐賀市の社会資本総合整備計画

<https://www.city.saga.lg.jp/main/25468.html>



【排水路集中管理画面】

熊本県 八代市

協働によるまちづくり－住民自治について－

名取グローバルネット

及川秀一 山田龍太郎 郷内良治 小野泰弘

要約

平成 16 年に合併協議会で住民自治の検討及び組織の確立を確認し平成 17 年 8 月に 1 市 2 町 8 村の合併により八代市が誕生した。その後、地域力を高めるために新しい自治組織である地域協議会をつくった。

地域が主体となり、行政と協働で地域を築いていく「住民自治によるまちづくり行動計画」を策定し市民協働の街づくりを展開している。

街づくりについて先進事例である住民自治による協働によるまちづくりについての行動計画の策定の経過や、前期行動計画、行政との関わりと支援、課題、後期計画等についての内容を学ぶものである。

1. 住民自治によるまちづくり行動計画策定

までの経緯

平成 17 年に 1 市 2 町 8 村の合併により八代市が誕生した。平成 20 年には住民自治推進団体連絡会議を設置し、市内 20 校区及び 13 地域活動団体と意見交換会を開催し、平成 21 年 10 月には連絡会議より「協働によるまちづくり」について市長へ具申された。

八代市が目指す住民自治によるまちづくりは、地域力を高めるために「自分たちの事は自分たちで決め、そして自分たちで運営していく」新しい自治組織である「地域協議会」をつくり、地域が主体となり市と協働しながら安心・安全な地域をみんなで築いていくことである。これまででは自治会をはじめとする各種団体がそれぞれの目的をもって活動し、個

自治会単位での活動に限界が…

- ◆少子・高齢化 ⇒ 自治活動の担い手不足等
- ◆核家族化・都市化 ⇒ 自治意識の希薄化等
- ◆住民ニーズの多様化 ⇒ 役員への負担増大等

別に市と協力して個別の課題を解決してきた。これからは、自治会をはじめとする各種団体が相互に連携し協力して、地域協議会として活動し、市はその活動を支援し、協働してまちづくりを進めいく、という考え方で翌年に八代市住民自治によるまちづくり行動計画(前期)を策定した。

これまでの行政サービスは限界に

- ◆少子・高齢化 ⇒ 医療福祉費の増大等
- ◆地方財政のひっ迫 ⇒ 行財政のスリム化
- ◆地方分権の進展 ⇒ 権限移譲による役割の増大等

2. 前期行動計画の内容

平成 22 年から平成 26 年の 5 年間は以下の 5 つについて取組が行われた。

1. 組織設立への支援

地域協議会の設立前に設立準備委員会を設置し規約・財源等の協議を行った。1 年前倒しで地域協議会が設立された。

2. 行政組織の整備

行政窓口として市民活動支援課を設置した。各地域に地域アドバイザー、地域コーディネーターを配置、職員の地域研修を 8 回開催した。先行地域の情報共有と問題解決を図るため担当者会議を設置した。

3. 補助制度の確立

これまで使い道や額が決まっていた補助金を一括して地域に交付し、地域内での使徒裁量権の拡大と透明性を図った。

協議会の活発な自主活動を支援のため「地域協議会運営育成強化支援制度」を設けた。

4. 自治意識の高揚

広報やつしろに特集記事を掲載し、協議会活動の周知と住民自治の啓発を図った。また、まちづくりの意識と専門性を高めるために先進地の各種講演会を実施した。

5. 活動拠点施設の機能充実

公民館等施設を地域活動拠点として位置づけ、事務局を整備し協議会の事務機能の強化を図った。

3. 前期行動計画終了後の課題

前期計画の期間中に、住民説明会やアンケート調査、さらに組織つくりを通じて可能な限り市民の皆様の生の声の収集に努めてきた。そこでの課題は次の 5 つである。

1 情報の共有化

- ・市民と行政の情報共有の不足
- ・まちづくりの内容が知られていない
- ・具体的ビジョンが明確に示されていない

2 人材育成の必要性

- ・一部の人に役割が集中している
- ・後継者が育っていない
- ・ボランティアだけでは盛り上がらない

3 組織運営の強化

- ・地域内組織の連携が図られない
- ・組織内の機能が働いてない
- ・自治会運営が大変である

4 協働によるまちづくり環境整備

- ・地域住民が使える使い勝手の良い拠点施設が必要である
- ・地域活動の必要となる資金の確保が必要である

5 更なる自治意識の高揚

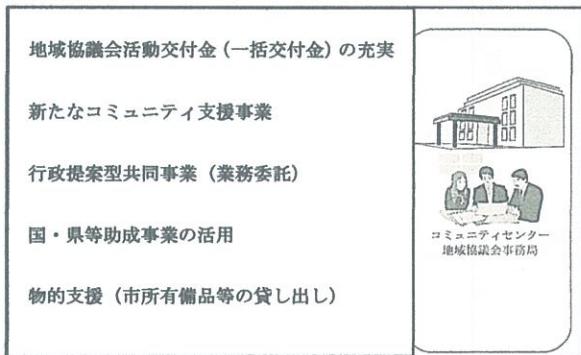
- ・地域でなぜまちづくりが必要なのか、地域が今必要としているまちづくりは何か、問題は何か更なる啓発活動が必要である。

4. 後期行動計画の内容

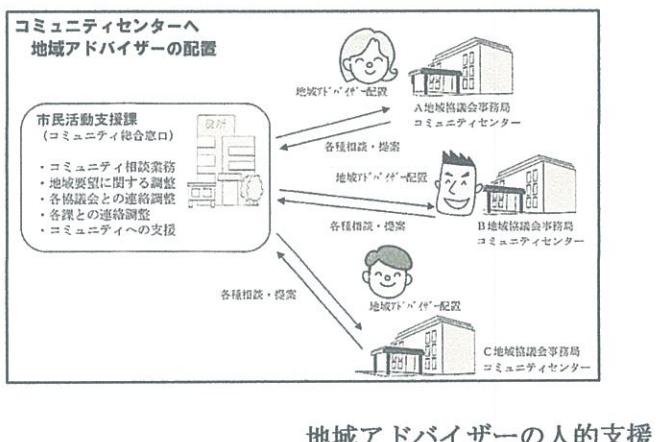
後期計画では「住民自治によるまちづくり基本方針」に基づき策定した前期計画を引き継ぎ前期の課題とともに 7 つの重点策を推進することとした。



1. 財政的支援



2. 行政の推進体制の整備



3. 活動拠点の整備

4. コミュニティと行政の意識改革

5. 組織の運営強化

6. 協働意識の醸成

7. 情報共有の推進

地域の持つ課題はそれぞれ異なる。やり方も進め方のスピードも違う。全市で一斉に取り組むものではない、地域住民の皆さんのが主体となって、十分に話し合いながら後期計画期間内に進めていくことが必要である。そのために地域協議会の役割は、地域間の連携強化と地域の新しい課題解決が主な取り組みとなる。また、地域住民の意見・ニーズの把握や地域活動への参加促進、地域情報の発信・共有を図る事が必要である。

まちづくりの取り組みの優先順位や実施時

期、地域内の役割分担など「地域まちづくり計画」の策定を住民自ら主体となり作っていく必要がある。

また、地域の年間予算、収入・支出の透明性と計画性を実践していく事などである。

行政の役割は、公民館をコミュニティセンターへ移行し、防犯、防災、環境衛生などのまちづくり活動を実践する活動拠点を作る事である。また、地域情議会を側面から支援し地域の自主性・自立性を図っていくため、地域支援員を配置することとする。

施設運営は、指定管理者制度を段階的に導入していく。

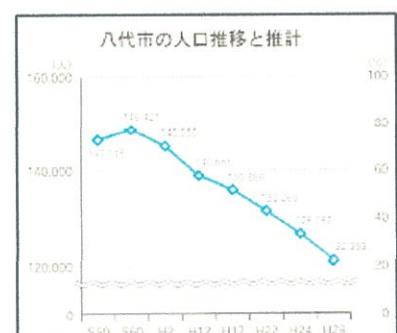
財政支援は「地域協議会活動支援金」を活用し、地域の重視した事業や地域課題の解決、事業の優先順位など地域協議会で考える事が出来るよう支援していく。

自主財源は国・県等補助事業に活用やコミュニティビジネスの展開などで確保できるよう支援していく。

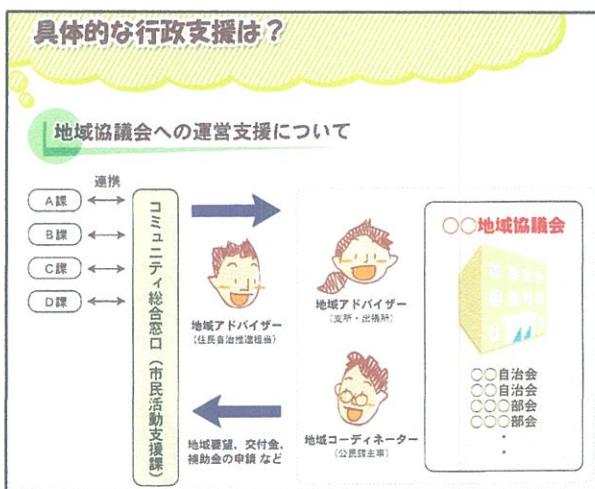
以上7つの重点策を推進するとともに、住人自治を支えるための行政支援を後期計画の中に盛り込んだ

5. 考察

市町村合併とともに少子高齢化の進行と生産人口の減少により市の財政規模が縮小、硬直化していき多様化する住民サービスに対応していくことが困難な状況になりつつあることも、住民自治によるまちづくりを考えた大きな理由である。



地域でさえ地域で行動するまちづくりを行なうために地域協議会の設立を1年前倒しで早期に設立した。行政としては市民支援課を設立し、各地域には地域アドバイザーや地域コーディネーターなど支援職員を配置した。



具体的な行政支援

職員の意識改革が無ければ住民も変わらないという行政組織改革を断行したことは特筆すべきことである。

また、協議会の自主活動を積極的に支援するために従来の使途が決まっていた補助金等を、一括して地域の交付し市域内での使途裁量権の拡大と透明性を図ったことは、地域協議会の自主活動支援の大きな後押しとなったことと類推する。

設立とともに、公民館の役割を施設とともにコミュニティセンターへ移管したことによる、活動拠点の確保も重要なまちづくりのポイントではないかと考える。

本市では公民館機能の運営の弾力化が進められているが、明確なビジョンが示されていない。地域での独自のまちづくりが進んでいくが、税源や行政からの支援は行われていない。公民館運営の在り方も含めて、少子高齢化に向かった地域のまちの在り方を考える先進

的な取組の事例であった。

本市において、行政と市民の連携を強化し将来のまちづくりを進めるために、八代市の住民自治によるまちづくりはおおいに参考にすべきと考える。

住民自治の新しい取組の導入を図りまちづくりを考えるべき事を本市への提言としたい。

参考文献

- 1] 八代市住民自治によるまちづくり視察資料
- 2] 加たって、語って協働によるまちづくり
住民自治によるまちづくりがはじまります PF
市民協働部市民活動支援課 住民自治推進係作成
<http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/r/g/5/g5Wc81cPwfVUIeNJ39HTaK80.pdf>
- 3] 住民自治によるまちづくり行動計画策定までの経過
- 4] 住民自治によるまちづくり行動計画（後期）
http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/list/list_view.phtml?catid=130611&arid=40567
- 5] 八代市での住民自治のあゆみ
http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/list/list_view.phtml?catid=130611&arid=23965

大牟田市の証明書等コンビニ交付サービス

名取グローバルネット
小野泰弘 及川秀一 郷内良治 山田龍太郎

要約 行政改革により支所を全て廃止した大牟田市は、証明書等交付サービスのコスト減や市民サービスの向上が期待されるコンビニ交付サービスを平成 22 年度に導入した。住基カードの交付手数料を無料にして普及に努めた結果、コンビニでの時間外利用が 4 割を占めるまでになった。

1. 事業実施に至った経緯

大牟田市は、他の自治体に先駆けて、いち早く住基カードの多目的利用を開始した。平成 15 年 8 月の住基ネットの本格稼働開始と同時に、カードの多目的利用機能を活用して、市役所 2 階に証明書自動交付機を導入した。交付するのは住民票の写しと印鑑登録証明書であり、窓口での手続や待ち時間が不要となった。

その後、行財政改革で支所の見直しを行い、すべての支所を平成 17 年 7 月末で廃止した。このため、証明書を受け取るには、市役所本庁舎まで来なければならなくなつた。窓口時間延長も開始された（19 時まで）が、市役所に設置された一台の自動交付機は、時間外利用に対応していなかつた。

自動交付機 1 台のみの導入と 5 年分の保守料を合わせると 72,471 千円になるとから、(財) 地方自治情報センター (LASDEC) の助成金を活用しコンビニ交付の導入を決定した。こうして、市内の

コンビニ（約 30 店）で早朝から深夜まで証明書を入手できるようになった。

コンビニ交付の経費は以下のとおりである。

コンビニ交付導入時（平成 22 年度）

【歳出】

システム構築費等委託料	32,319 千円
広報費・旅費その他	563 千円
計	32,882 千円

【歳入】

LASDEC 助成金	9,000 千円
差引	23,882 千円

コンビニ交付運営経費（平成 26 年度）

システム関係運用保守経費	3,278 千円
コンビニ交付運営負担金[1]	3,000 千円
IC カード標準システム保守料	977 千円
コンビニ交付委託料[2]	735 千円
交付手数料の減額分[3]	30 千円
計	8,020 千円

導入から 5 年分を比べればコンビニ交付の方が約 1 千万円安く、専用端末の設備更新・保守・管理の必要がなく、導入後は年間約 8 百万円の運営経費で済む。

条例の改正は、大牟田市住民基本台帳カード利用条例および施行規則、印鑑条例および施行規則、手数料条例について行われた。

こうして、大牟田市のコンビニ交付サービスは、平成 23 年 2 月 1 日に始まった。なお、市役所に設置していた自動交付機は、コンビニ交付の導入に伴い、平成 23 年 1 月 31 日 をもって廃止された。

2. 事業概要

全国のセブン-イレブン、ローソンとファミリーマートのマルチコピー機（図 1）



図 1 コンビニのマルチコピー機

で住民票の写しと印鑑登録証明書が取得できる。利用できる時間は、毎日午前 6 時 30 分から午後 11 時 00 分まで、但し、12 月 29 日から 1 月 3 日と保守点検時は、利用できない。交付手数料は、市役所の窓口より 50 円安い 1 通 250 円とした。

3. 実施後の状況

コンビニ交付サービス開始前の平成 22 年 11 月 1 日から 23 年 6 月 30 日まで住基カードの交付手数料 500 円を無料にしたこともあって、住基カードの交付枚数は増加した。平日に申請や受取ができない市民のことも考慮して休日の臨時申請・交付窓口も開設した。平成 24 年 3 月末現在、有効カード枚数は 9,930 枚となり、普及率も 8% を超えた。住基カードを取得する市民のほとんどが、コンビニ交付の利用登録もするためサービス利用の割合も増えていくと期待される。しかし、住基カード無料交付期間終了後は、カードの交付率が鈍化した。

利用時間は開庁時間外及び休日の利用がおよそ 4 割に達しており、コンビニ交付のメリットが活かされている。

4. 住民への周知

市の広報紙「広報おおむた」の平成 22 年 10 月 15 日号に、住基カード交付無料化の案内を掲載した。また、広報紙に住基カードの交付申請書を印刷して、窓口や郵送の申請に使えるようにした。その後もコンビニ交付サービスの開始に合わ

せて、平成 23 年 2 月 1 日・15 日合併号にも案内を掲載、市のホームページにも案内を掲載した。さらには、啓発用ポスターをコンビニ店舗内や庁内に掲示し、操作方法等を解説した利用者向けの案内を住基カードの交付時等に配布している。

5. 考察

本市でも、平成 27 年度にコンビニでの証明書交付に取り組むとしている。住民票の写し、印鑑登録証明に加え、戸籍事項証明と戸籍の附票の写しも発行される。平成 28 年 1 月のマイナンバーカード交付時には、住基カードが返納となることか

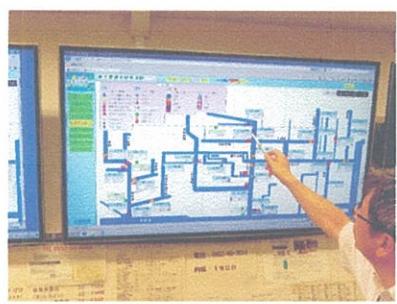
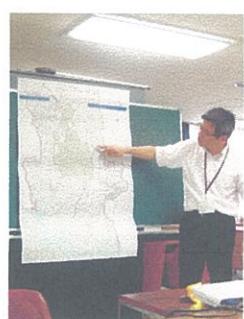
ら、マイナンバーカードによる証明書交付サービスに移行していくこととなる。従って、マイナンバーカードの普及が今後の課題である。個人番号制度開始 1 年後に導入される予定のマイナポータル等の便利な機能も含め、より多くの市民にこのカードを取得してもらうよう、周知・啓発に努めるべきである。

脚注

- [1] 人口により差がある。
- [2] 証明書交付件数 5,977 件
- [3] 300 円から 250 円に減額

佐賀市

排水対策基本計画について



八代市

協働によるまちづくりについてー住民自治についてー



大牟田市

電子自治体の推進ー証明書等コンビニ交付サービスについてー

